

平成 22 年 8 月 16 日
中国四国産業保安監督部

C E F 豊北ウインドファーム株式会社に対する電気事業法第 106 条第 4 項に基づく
報告の徴収について

C E F 豊北ウインドファーム株式会社 C E F 豊北ウインドファーム発電所で発生した風車ナセル破損事故に対して、本日、当部は電気事業法第 106 条第 4 項に基づき、同社に原因究明及び再発防止対策について報告を求めましたので、お知らせします。

本件に関する問い合わせ先 中国四国産業保安監督部 電力安全課 電話 082 - 224 - 5742
--